

残高証明書発行手数料計算方法および継続残高証明書発行方法変更のお知らせ

当行では、平成21年4月1日（水）より残高証明書発行手数料計算方法および継続残高証明書の発行方法を下記のとおり変更させていただくことになりました。

お客様には何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら窓口にお申し出ください。

1. 残高証明書発行手数料について

発行種類	区分	変更後	変更前
当行所定用紙（窓口発行）	変更	ご依頼1通につき1,050円 （消費税込）	取引種類ごとに1,050円
お客様ご指定用紙（窓口発行）	新設	ご依頼1通につき1,575円 （消費税込）	
お客様ご指定用紙（監査法人）	新設	ご依頼1通につき3,150円 （消費税込）	1通につき3,150円
継続依頼扱	変更	ご依頼1通につき315円（消費税込）	取引種類ごとに315円

※当行所定用紙（窓口発行）で全取引のご依頼の場合、債券・投信取引は別用紙で発行となります。

例：当行所定用紙（窓口発行）で発行

○全取引のご依頼で「預金」「お借入」がある場合

変更後 1,050円（1,050円×1通）

変更前 2,100円（1,050円×2取引×1通）

○お客様の希望で「預金」「お借入」を各1通、計2通発行する場合

変更後 2,100円（1,050円×2通）

変更前 2,100円（1,050円×各1取引×2通）

2. 継続残高証明書の発行方法について

変更後	変更前
ご依頼ごとに1通発行（お取引種類をまとめて発行） ※債券・投信取引は別用紙で発行となります。	お取引種類ごとに各1通発行

※発行方法の変更に伴い、継続残高証明書の合計欄は記載されなくなります。

例：全取引のご依頼で「預金」「お借入」取引がある場合

変更後 「預金」「お借入」を1通発行

変更前 「預金」「お借入」各1通、合計2通発行

※平成21年4月1日（水）以降発行分より適用となります。

継続残高証明書（はがきサイズ）は21年3月末残高証明分から適用となります。

<連絡先>

千葉興業銀行 総合事務部 企画担当 043-243-2111

受付時間 AM9:00～PM5:00（土・日・祝日は除きます）

以上